

平成24年度
柏市地域防災計画の
修正コンセプト

平成25年2月15日

柏市 防災安全課

1 現行計画の課題

柏市の現行計画は、比較的最近（平成22年度）に改訂したもののだが、次のような課題を抱えている。

- ・ 分厚く、読みづらい
 - ・ 具体性に欠け、解りづらい
 - ・ 東日本大震災の教訓が生かされていない
 - ・ 災害時活動指針（23.3.11後作成）が別に存在する など
- そこで…

今年度、地域防災計画の修正を行うことにした！

更に…

- ・ 市内全域断水（24.5.19）
- ・ 柏市総合防災図上訓練（25.1.16）の教訓を生かしたい！

2 作業の進め方（方針）

(1) 防災計画をつくる会で多様な意見を吸収し，計画に反映

- ・福祉関係団体・市民団体の代表者や，一般公募市民等の参画

(2) 防災会議に担当者会議を設け，具体的な意見をヒアリング

- ・各団体の実務担当者による意見交換

(3) 国・県・先進都市の動向を注視し，情報収集

- ・国の中央防災会議や千葉県の防災会議など

(4) コンサルタント委託による専門家のフォロー

- ・表記の統一感，体裁，整理

(5) 業務継続計画（BCP）も平行して作成

- ・応急対策とともに優先すべき行政機能の確保に備える
- ・災害時に必要な資源の準備，対応方針，手段等を定める

(6) 市民向け概要版を作成

- ・市民の行動に係る部分を抜粋し、啓発資料として活用

3 スケジュール

- 2 / 21 地域防災計画修正の基本方針策定
- 5 / 25 防災計画をつくる会（1回目：顔合わせ）
- 5 / 29 柏駅周辺帰宅困難者等対策ネットワーク（発足）
- 7 / 2 防災計画をつくる会（2回目：ワークショップ）
- 7 / 4～11 庁内ヒアリング（各部局の危機管理・防災統括L）
- 7 / 10 防災計画をつくる会（3回目：ワークショップ）
- 7 / 23～25 防災会議防災担当者会議（1回目：ワークショップ）
分科会テーマ：①予防対策②人命保護③活動体制
- 9 / 5 防災計画をつくる会（4回目：全体会）
- 11 / 中旬 庁内の照会（修正案，BCP）
- 11 / 21 防災計画をつくる会（5回目：全体会）
- 11 / 29 防災会議防災担当者会議（2回目：全体会）
- 12 / 上旬 修正・調整
- 12 / 15～パブリック・コメント募集（1 / 15まで）
- 1 / 下旬 修正・調整
- 2 / 15 防災会議（正式決定）
- 3 / 下旬 計画書の製本

4 特徴

(1) 大幅なスリム化と見やすさの追求

- ・ 586ページ⇒313ページ
- ・ 目次とインデックスを工夫
- ・ キーワード検索ページを追加

(2) 豊富なメッセージ

- ・ 関係機関，市民各層の意見を反映
特に、女性・災害時要援護者の視点を重視した記載
- ・ 震災編では，業務継続計画（BCP）を記載

(3) 簡潔・明瞭な表現

- ・ 短いセンテンス（箇条書き）
- ・ 根拠となる数字などの表や図式は最低限に

(4) 実効性・具体性を重視

- ・ 予防計画では，数値目標水準を提示
- ・ 応急対策では，優先順位と時限目標を設定

5 構成

(1) 震災編

- ・ 総則に、災害履歴、職員参集予測を新たに追加。
- ・ 予防計画では、現状・課題⇒施策方針⇒目標水準を提示。自助・共助の強化、複合災害対応、受援体制を記載。
- ・ 応急対策計画では、活動の優先順位と時限目標を設定。
- ・ 復旧・復興計画では、復興対策本部の役割を明確化

(2) 付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画

(3) 風水害等編

(4) 大規模事故編

- ・ 水道水事故を新たに追加（断水事案の教訓）。

(5) 放射性物質災害編

- ・ 大規模事故編から独立
- ・ 原子力施設事故対策を追加（3. 1 1 の教訓）

6 各部局の動きの変化（新・旧比較）

- (1) 災害対策本部の役割を具体化（訓練の教訓）
- (2) 地区災害対策本部の役割，人員の厚みを増す
（断水事案の教訓）
- (3) 帰宅困難対策は企画部が窓口となる（内部調整）
- (4) 応急給水や物資輸送など，時限毎に行動を明確化
（3. 1 1の教訓）
- (5) 業務量の多い保健福祉部をこども部，保健所が
サポート（訓練の教訓）
- (6) 避難所は地域住民による共助の精神で運営
（3. 1 1の教訓）

参考1：国の示した修正の留意点

平成23年5月6日付け消防災第157号消防庁長官通知

「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検について」

(1) **定性的な表現は避け、簡潔明快**を旨として、**数値目標を設定**するなど、**可能な限り定量的な記述**となるようにし、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための実行計画として機能するものとされたいこと。

(2) 発災後、関係者の的確かつ迅速な行動を確保するため、**初動対応要領を時間経過に即して具体的に記述**したものを、計画の一部又は附属のマニュアル等として作成されたいこと。

(3) 最大級の災害にも備え、住民避難を柱とした応急対応に留意されたいこと。避難計画、避難実施要領など地域防災計画の下位計画、マニュアル等で定められているものについても、ポイントとなる事項を地域防災計画の中に取り込み、一覧性の高い計画とすること。また、警戒警報、避難指示等の発令基準を可能な限り、具体的かつ客観的なものとするとともに、情報の伝達に当たっては、危険度合い等が住民に具体的にイメージできるよう工夫すること。さらに、その情報伝達体制、避難路、避難場所等の整備、点検、改善等について、ハード・ソフトにわたり遺漏のないようにすること。

(4) **受援計画の記述**について、**より具体的、実践的なものとなるよう、十分留意**されたいこと。特に、大規模な被災により、災害対応力を相当程度失った場合も想定し、当該場合においては、他の地方公共団体の応援、国の支援、民間ボランティア・企業等の協力を効果的・効率的に受けるため、地元の被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種のコーディネートなど被災地方公共団体等が中心となり行うことが適当な事務について、必要な事項を定めること。さらに、都道府県においては、市町村が災害対応力を喪失等した場合において、その機を迅速かつ適切に代替するための措置について定めること。

(5) 地域防災計画の確実かつ適切な実施のため、防災組織体制等について、その整備方針、整備水準等の基本的考え方を計画の中で明らかにすることが適当であること。特に市町村においては、災害対策基本法第5条第2項において、消防機関、水防団等の組織の整備や**自主防災組織等の充実**について規定されていることに留意すること。

(6) 「緊急防災・減災事業（単独）」等を活用した津波対策等を一層推進すること。

参考2：「災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について」（抜粋）

平成24年6月27日付 府政防第725号消防災第157号

（3）都道府県防災会議の委員構成（法第15条第5項関係）

都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものである。

「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している。

（4）市町村防災会議の所掌事務及び委員構成（法第16条関係）

都道府県防災会議の改正趣旨を踏まえ、市町村防災会議の設置目的に「市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」を加えた。そのほか、市町村防災会議の組織及び所掌事務については、都道府県防災会議の例に準じて各市町村の条例で定めることとされており、都道府県防災会議に係る改正の内容（上記（1）～（3）を参照）に準じて、必要な検討を行った上で、できる限り速やかに条例の改正等を行う必要がある。

参考3：県の示したチェックリスト（抜粋）

市町村地域防災計画作成におけるチェックリスト				
		全市 町村	一部市 町村	項目
総 則	1	<input type="checkbox"/>		防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱が定められていますか
	2	<input type="checkbox"/>		行政による公助だけでなく、自助・共助による取組みが重要であることが記載されていますか。
	3	<input type="checkbox"/>		防災に関する知識の普及・防災教育など、「自助」の強化に向けた取組みが記載されていますか。
	4	<input type="checkbox"/>		住民の責務として、過去の災害から得られた教訓の伝承等の防災への取組みを行うことが記載されていますか。
	5	<input type="checkbox"/>		自主防災組織の充実・強化など、「共助」の強化に向けた取組みが記載されていますか。
	6	<input type="checkbox"/>		災害時要援護者対策として、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急の段階において、災害時要援護者の視点に立った対策を講じることが記載されていますか（個別計画の策定、避難誘導等の安全対策）。
	7	<input type="checkbox"/>		防災対策の見直しに等に当たって、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ることが記載されていますか。

【参考4：業務継続計画（BCP）】

業務継続計画とは…

ヒト，モノ，情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において，応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに，非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や，そのための手続きの簡素化，指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより，大規模な地震災害時にあっても，適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

